

議案第79号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

付則第18条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第18条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第29条第1項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第18条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする（個人市民税関係。法第317条の2、条例第29条）。
- (2) 公共下水道に係る公共の危害防止のために設置した除害施設に対し、適用する課税標準額の特例の割合を4分の3と定める（固定資産税関係。法附則第15条、条例付則第18条の2）。

3 施行期日

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第29条第1項ただし書の改正規定及び4(1)の規定は、平成26年1月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による（付則第2条）。

(2) 固定資産税に関する経過措置

新条例付則第18条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用する（付則第3条）。

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第24条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 } 6 } 省略 7 }</p> <p>付 則 <u>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</u></p> <p>第18条の2 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第24条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 } 6 } 省略 7 }</p>	<p>年金所得者の申告手続の簡素化に伴う規定の整備</p> <p>下水道除害施設に係る特例割合の設定</p>

第29条第1項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

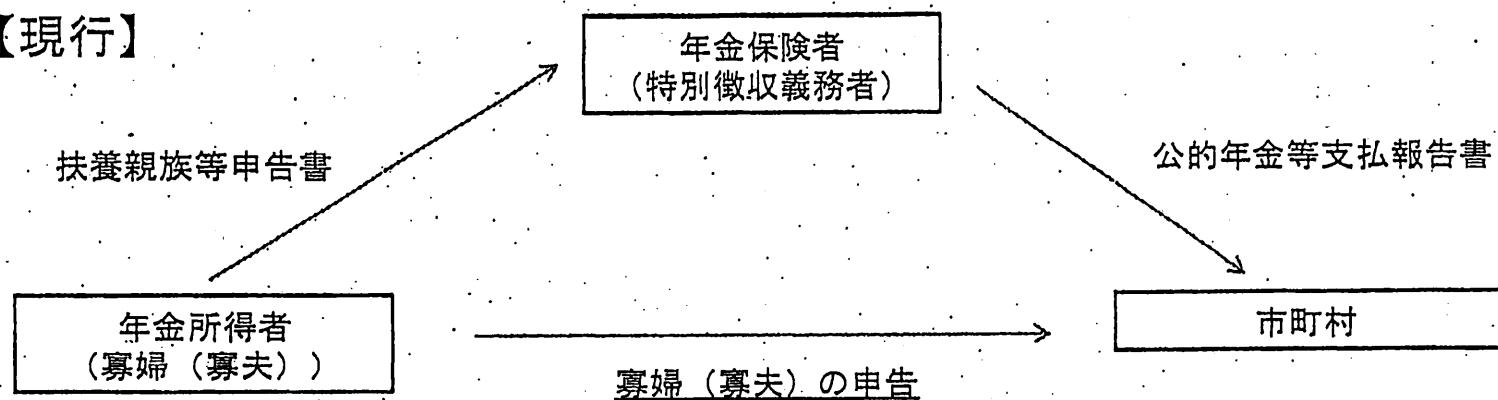
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第18条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

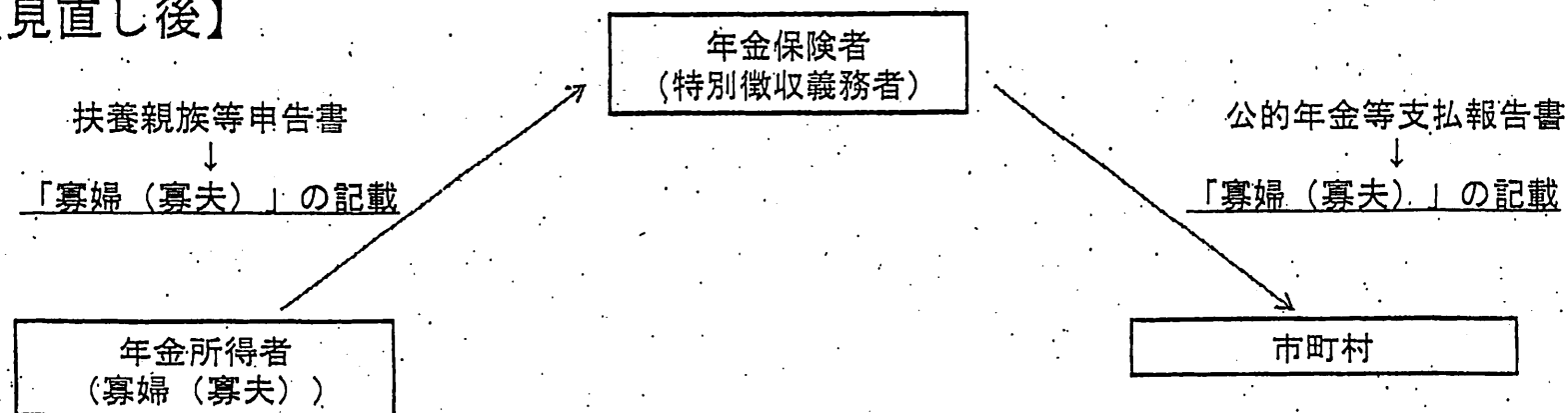
年金所得者の申告手続きの簡素化

- 年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

【現行】



【見直し後】



公害防止用の下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

特例の概要

○下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対して講じている特例措置を3年延長する。

特例対象	改正前	改正後
下水による障害を除去するために必要な施設	特例率 3/4	わがまち特例を導入 (3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)

除害施設と水質保全の仕組み



下水道に悪影響を与える下水から有害物質等を除去する除害施設の設置に対する負担を軽減し、これらの施設の整備を促進し、公共用水域の水質を改善する。

